

秋田県警察の車両管理に関する訓令

最終改正 令和2年2月21日
昭和42年10月1日本部訓令第14号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 車両管理体制（第4条～第8条）
- 第3章 点検整備（第9条～第21条）
- 第4章 使用（第22条～第28条）
- 第5章 車庫（第29条～第31条）
- 第6章 監査（第32条）
- 第7章 補則（第33条～第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、秋田県警察（以下「県警察」という。）の機動力を確保するため、車両の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 車両とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車であって、県警察に属するものをいう。
- (2) 管理とは、車両の点検整備、維持及び使用の総称をいう。
- (3) 所属長とは、警察本部（以下「本部」という。）の課、所、隊、校及び警察署の長をいう。
- (4) 次長等とは、本部の課、所、隊、校の次長、副所長、副隊長、副校长及び警察署の副署長又は次長をいう。
- (5) 整備管理者とは、道路運送車両法第50条の規定により、所属長が任命した職員をいう。
- (6) 整備管理責任者とは、その所属に配置されている車両の点検整備について総括する職員をいう。
- (7) 車両取扱者とは、秋田県警察の運転者管理に関する訓令（平成5年秋田県警察本部訓令第8号）第5条第1項の認定を受けた者（以下「運転適格者」という。）のうちから任命された職員であって、車両ごとにその点検整備を担当する職員をいう。
- (8) 車両取扱補助者とは、車両取扱者が不在の場合に代わってその職務を行う職員をいう。
- (9) 運転者等とは、車両取扱者、車両取扱補助者及び運転を命じられた運転適格者をいう。
- (10) 日常点検とは、道路運送車両法第47条の2第1項に規定する点検をいう。
- (11) 定期点検とは、道路運送車両法第48条第1項に規定する車両の点検をいう。
- (12) 隨時点検とは、随時に行う車両の点検をいう。
- (13) 車検整備とは、道路運送車両法第62条に規定する検査を受けるための車両の整備をいう。
- (14) 定期点検整備とは、道路運送車両法第48条第2項に規定する車両の整備をいう。
- (15) 隨時整備とは、車検整備及び定期点検整備以外の車両の整備をいう。

（車両管理の根拠）

第3条 車両の管理については、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 車両管理体制

（警務部長の任務）

第4条 警務部長は、県警察に属する全車両の管理の責に任じ、この訓令の実施について、各所属長に対して必要な指示連絡を行うものとする。

（所属長の任務）

第5条 所属長は、その所属に配置されている車両の管理の責に任ずるとともに部下職員を指導監督

しなければならない。

なお、専用する車両については、点検、使用及び保管の責に任ずるものとする。

2 本部警務課長（以下「警務課長」という。）、機動捜査隊長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、秋田県警察学校長及び各警察署長にあっては、その使用的本拠地に道路運送車両法第50条に規定する車両が配置されている場合は、本部長の承認を受け、所属職員で道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する資格を有する者のうちから、整備管理者を任命しなければならない。

3 整備管理者を選任する必要のない所属長（本部内課長及び所長を除く。）にあっては、所属職員のうちから整備管理責任者を任命しなければならない。

4 整備管理者及び整備管理責任者（以下「整備管理者等」という。）の任命は、秋田県警察職員の人事事務に関する訓令（昭和45年秋田県警察本部訓令第9号）第9条に規定する所属内人事異動発令簿に記載して行うものとする。

（次長等の任務）

第6条 次長等は、その所属に配置されている車両の管理、点検、使用及び保管について所属長を補佐するとともに整備管理者等又は運転者等を指導監督しなければならない。

（整備管理者等の任務）

第7条 整備管理者等は、その所属に配置されている車両の点検整備及び車庫の管理に関する事項を処理するとともに、運転者等を指導教養しなければならない。

（車両取扱者の任務）

第8条 車両取扱者は、その担当する車両の点検整備に努めなければならない。

第3章 点検整備

（点検の種別）

第9条 車両点検の種別は、日常点検、定期点検及び随時点検とする。

（日常点検）

第10条 運転者等は、1日1回以上車両の運行の開始前に日常点検表（別記様式第1号）により、車両を点検しなければならない。

（定期点検）

第11条 整備管理者は、その所属に配置されている車両について、道路運送車両法第48条に規定する定期点検を計画的に実施しなければならない。

（随時点検）

第12条 整備管理者等及び運転者等は、随時、車両を点検しなければならない。

2 運転者等は、車両の運行が終了したときは、車両の点検を行い、その結果を整備管理者等に報告しなければならない。

（整備管理者等の業務）

第13条 整備管理者等は、次の各号に掲げる事項の処理について、所属長に対して責任を負うものとする。

（1） 日常点検を運転者等に確実に実施させること。

（2） 日常点検の結果に基づいて車両の運行の可否を決定し、運転者等に対して必要な指示すること。

（3） 整備不良車両又は装置不良車両は、いかなる場合にも運行させないこと。

（4） 定期点検は、その実施計画を策定して実施すること。

（5） 随時点検を行うとともに、車両の故障の発見に努めること。

（6） 日常点検、定期点検又は随時点検を実施した結果、車両を整備する必要があるときは、車両の整備計画を策定して実施すること。

（7） 車庫を適正に管理すること。

（整備の種別）

第14条 車両整備の種別は、車検整備、定期点検整備及び随時整備とする。

（整備計画）

第15条 所属長は、その所属に配置されている車両について、年間の整備計画を策定し、整備に努めなければならない。

2 整備計画の策定に当たっては、配当予算及び車両の機能又は故障の程度等を考慮し、有効適切に整備が行われるように努めなければならない。

(整備上の留意点)

第16条 車検整備、定期点検整備又は隨時整備を行うに当たり、その整備を道路運送車両法第78条に規定する自動車分解整備事業者に依頼する際は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年秋田県告示第671号）に基づいて作成された「物品供給業者等登録名簿」に搭載され、かつ、信頼のおける自動車分解整備事業者を選定するとともに、整備管理者又は車両取扱者を当該車両の分解整備に努めて立ち会わせること。

(2) 車検整備については、道路運送車両法第61条に規定する当該車両の自動車検査証の有効期間満了前に実施すること。

(3) 整備が終了したときは、整備箇所を確認するとともに車両の機能を確実に点検した後検収すること。

(特異事項の報告)

第17条 整備管理者等は、車両に重大な故障若しくは損傷又は特異状態が生じたときは、すみやかに所属長に報告しなければならない。

(整備報告)

第18条 運転者等は、担当する車両に故障が生じたため整備する必要がある場合は、車両故障報告書（別記様式第2号）により、整備管理者等を経て所属長に報告しなければならない。

2 整備管理者等は、車両を整備しようとするときは、整備の理由、箇所、所要経費その他必要な事項を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(点検整備結果の記録)

第19条 整備管理者等は、車両の整備を行ったときは、その結果を別に定めるところにより、車両カード又は原動機付自転車カードに記載しなければならない。

2 定期点検又は定期点検整備を行ったときは、直ちに次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載し、これをその記載の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 点検年月日
- (2) 点検の結果
- (3) 整備の概要
- (4) 整備完了した年月日

3 前項の場合において、自動車分解整備事業者が前項各号に掲げる事項について記載した書面を提示したときは、その書面をもって前項に規定する定期点検整備記録簿に代えるものとする。

(車両カード等の作成)

第20条 警務課長は、新たに県警察に属した車両（原動機付自転車を除く。）については、車両カード（別記様式第3号）を2部作成し、1部は警務課に備付け、1部はすみやかに当該車両の配置先の所属長に送付しなければならない。

2 所属長は、原動機付自転車が配置されたときは、原動機付自転車カード（別記様式第4号）を2部作成し、1部はその所属に備付け、1部はすみやかに警務課長に送付しなければならない。

3 所属長は、車両カード又は原動機付自転車カードを整理保管し、常に車両の状態の把握に努めなければならない。

(車両カード等の送付)

第21条 所属長は、その所属に配置されている車両が配置換えされたときは、その車両カード等を当該車両の配置先の所属長に送付しなければならない。

第4章 使用

(車両の統制)

第22条 警務部長は、警備実施、訓練その他警察活動上必要がある場合は、各所属に配置されている車両の全部又は一部について、使用を統制することができる。

(警察用車両の表示等)

第23条 警察用車両の表示及び塗装については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、警察活動

上支障のあるものについては、この限りでない。

- (1) 表示は、「秋田県警察」（黒字で両側面及び後面）、「POLICE」（白字に黄色の縁取りで両側面及び後面）及び本部長が定める識別標識とする。
- (2) 無線警ら車、交通取締用四輪車、交通事故処理車及び小型警ら車の塗装は、車体を白及び黒の2色とし、上部が白色、下部が黒色とする。
- (3) 交通取締用自動二輪車は、白色とする。

(各所属配置車両の使用)

第24条 各所属に配置されている車両の使用手続きについては、所属長が定めるものとする。

(使用上の留意事項)

第25条 車両の使用に当たっては、濫用をさけ、常に機能の確保及び燃料の節約に努めなければならない。

(鍵の保管)

第26条 車両の鍵の保管者は、次長等とする。ただし、これによりがたいときは、所属長が指名した者とする。

(燃料の受入)

第27条 運転者等は、車両の運行に必要な燃料を受けようとするときは、発注伝票により、本部においては会計課長、警察署にあっては署長に申し出なければならない。

(運転日誌)

第28条 運転者は、車両を使用したときは、そのつど使用の状況を自動車運転日誌（別記様式第1号）に記録しなければならない。

- 2 前項における自動車運転日誌は、電磁的方法により記録することができるものとする。この場合、当該記録内容を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示できるものとする。

第5章 車庫

(車庫の管理)

第29条 所属長は、車庫の管理の責に任ざるとともに、整備管理者等を指揮監督しなければならない。（火災盗難の予防等）

第30条 整備管理者等は、車庫における火災及び盗難の防止に努めなければならない。

- 2 車庫の洗車設備、車庫備付工具等の維持管理及び適正な使用に努めなければならない。

(車両の格納)

第31条 車両は車庫に格納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、車庫に格納できない場合は、雨雪損傷の防止、盗難の予防等について適當な措置を講じなければならない。

- 2 車庫内には不用な物品又は危険物を放置することなく、常に整理整頓に努め、車両の格納が完全にできるようにしなければならない。

第6章 監査

(車両の監査)

第32条 本部長は、次の各号に掲げる事項について、隨時所属の監査を行うものとする。

- (1) 車両管理の状況
 - (2) 燃料費及び修繕費の執行状況
 - (3) その他車両管理上必要と認める事項
- 2 本部長又は所属長は、車両の機能及び整備の状況を検査するため、別に定める車両点検要綱により、点検を行うものとする。

第7章 補則

(事故の報告)

第33条 所属長は、車両が交通事故その他により損傷したときは、速やかに車両損傷報告書（別記様式第5号）により、警務部長に報告するものとする。

(車両使用状況の報告)

第34条 所属長は、その所属に配置されている車両又は専用する車両の毎月の使用状況を翌月5日までに、車両使用状況報告書（別記様式第6号）により、警務部長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、その所属に配置されている車両の年間整備状況を毎年4月20日までに年間整備状況報告書（別記様式第7号）により、警務部長に報告しなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。
(車両点検要綱の廃止)
- 2 車両点検要綱（昭和35年秋田県警察本部訓令第2号）は廃止する。
以下略

* 別記様式第1号～第7号 略